別　紙

秋田県育成経営体の登録基準

 以下の（１）～（８）の項目について、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　項　目 | 　基　準 | 　基準の詳細 |
| (1)生産量の増加又は生産性の向上 | ①素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 ②生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。 | 　生産量又は生産性のどちらかについて、現状から５年後に概ね２割又は３年後に概ね１割増加させる目標を有していること。 現状で生産量5,000㎥/年、生産性に関し間伐8㎥/人日又は主伐11㎥/人日に達している場合は現状以上となる目標を有していること。 |
| (2)生産管理又は流通合理化等 |  以下のいずれかに取り組んでいること。又は今後取り組む意向を明らかにすること。①作業日報の作成・分析による　進捗管理、生産工程の見直し、　作業システムの改善等の適切な生産管理②製材工場等需要者との直接的 な取引、木材流通業者や森林組　合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通の合理化等 |  |
| (3)造林・保育の省力化　・低コスト化 |  伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈りの省略などに取り組んでいること。又は今後取り組む意向を明らかにすること。  |  |
| (4)主伐後の再造林の確　 　保 | 　以下の両方に該当すること。①主伐及び主伐後の再造林を一　体的に実施する体制を有すること。又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。②主伐後に適切な更新を行うこ　と。ただし、他者の所有する森　林の主伐にあっては、事前に森　林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。又は今後取り組む意向を明らかにすること。 | 　主伐と再造林の両方を実施できる体制があること。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。 |
| (5)生産や造林・保育の　 　実施体制の確保 |  素材生産又は造林・保育に関して１年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が１年以上であること。  |   |
| (6)伐採・造林に関する　 　行動規範の策定等 | 　伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。又は今後行う意向を明らかにすること。 | 　伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて守るべき行動規範が、各林業経営体や地域の実情に合わせて作成されていること。 林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 |
| (7)雇用管理の改善及び　 　労働安全対策 |  林業労働力の確保の促進に関　する法律第４条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組を行っていること。又は今後取り組む意向を明らかにすること。　 | 　雇用管理の改善に係る取組は、現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休２日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の充実等の雇用管理の改善。 リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策。 |
| (8)コンプライアンスの　 　確保 | 　以下のいずれにも該当しないこと。①業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮　捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年間を経過していない者②業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であ　って再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者③国、県又は市町村から入札参　加資格の指名停止を受けている者④(6)の行動規範やガイドライ　ン等に違反した行為をしたと認められる者⑤その他森林の経営管理を適切　に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 | 「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表するものとする。 |
| 　 |